

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年 8 月 3 0 日
発信課 担当者	土木事業所 熊澤・一関
連絡先	電 話 3 6 - 2 2 4 4
	F A X 3 6 - 4 5 2 1
	E-mail dobokuzigyousyo@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="radio"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	9 月 2 日 ~ 9 月 3 0 日
発表項目 (行事名)	令和元年度 民活提案型雪堆積場管理業務の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 趣 旨 当該業務を受託しようとする者が、自己所有地や管理地において、雪堆積場としての立地条件や処理能力等について記載した提案申請書を本市に提出し、審査後、随意契約により受託し、提案内容に基づき履行する。</p> <p>2 受付期間 令和元年 9 月 2 日 (月) から令和元年 9 月 3 0 日 (月) までの開庁時間 ※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く</p> <p>3 受付場所 旭川市土木事業所 (旭川市東旭川町下兵村 6 番地 2) ※提案申請書は 9 月 2 日 (月) から旭川市土木事業所で配布する ※募集要領及び提案申請書は 9 月 2 日 (月) より旭川市のホームページに掲載する。</p> <p>4 提出方法 当該業務の参加を希望する者は募集要領に基づき、提案申請書を作成し、申請内容を説明できる者が必ず持参すること。郵送等による提出は認めない。</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> (募集要領, 提案申請書) ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道 (取材) に当 たつてのお願い	
備 考	

令和元年度 民活提案型雪堆積場管理業務募集要領

民活提案型雪堆積場管理業務の募集を実施します。

当該業務に参加を希望する者は、次のとおり「令和元年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」（以下「提案書」という。）を提出してください。

なお、詳細は、旭川市土木部土木事業所維持調整係までお問い合わせください。

1 業務の内容

本業務は、受託しようとする者が提出した提案書に基づき、自己の所有地又は管理地を雪堆積場として提供し、管理する業務をいう。

2 提案する者の要件

提案する者は、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 雪堆積場として提供できる用地を自己所有し、又は土地所有者との契約により管理する者。
- (2) 当該業務に使用する13トン級以上の湿地ブルドーザ（排出ガス対策型の第1次基準値以上とする。）を次のとおり確保できる者。

計画高、堆積量 (高さ)	押し出し方式	積み上げ方式	
		5 m 未満	5 m 以上
5万立方メートル以下	1～2 台	1～2 台	3台以上
5万～10万立方メートル	2台以上	2台以上	3台以上
10万立方メートル以上	3台以上	3台以上	4台以上

- (3) 雪堆積場を整理し、適正に管理するための重機等が不足する場合は、特定共同企業体を結成できる者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項又は第2項の規定により指名競争入札への参加を排除されていない者。
- (5) 旭川市内に本社、支社、支店、営業所等がある者。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止されていない者。
- (7) 市税、消費税及び地方消費税に滞納がない者。
- (8) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
 - ア 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人（以下「役員等」という。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

- ウ 本募集に参加する個人から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

3 提案する用地の要件

提案する用地は、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 本市域内又は本市域外で本市境界からおおむね3 km程度の範囲に所在すること。
- (2) 都市計画法など関係法令に適合していること。
- (3) 農地法の農地に該当しないこと。ただし、農業委員会の許可を得たものはこの限りではない。
- (4) 堆積スペースのほか、投雪場所等の必要スペースが確保できる面積を有するものとし、原則として1.0 ha以上とする。
- (5) 当該用地及び周辺の地盤は、雪の堆積によって容易に地盤沈下等が発生しないものであること。
- (6) 大型車が円滑に通行できる搬入ルートが確保できること。
- (7) 融雪水処理に問題が生じない排水路、沈砂池等の排水施設及び適当な排水先を確保できる場所であること。
- (8) 雪堆積場の設置により周辺環境に影響を与えない場所であること。

4 提案に係るその他の要件等

- (1) 近隣関係者との調整は、提案者が行うものとし、近隣関係者の理解を必ず得ること。
- (2) 雪堆積場解体業務が必要な場合は、別途発注とする。
- (3) 雪堆積場設置に当たり第三者に与えた損害（搬入車両のかしによって発生した損害は除く。）は、提案者が賠償の責を負うものとし、適切な措置を行うこと。
- (4) 提案の不採用に伴い発生した損害については、本市は一切の責を負わないものとする。
- (5) 民間開放雪堆積場、市専用雪堆積場（日中又は24時間開設）等の開設形態区分については本市が決定し、採用候補地決定書により通知する。
- (6) 契約時の計画搬入量は、本市が定めることとするが、計画搬入量の変更を行う必要があると本市が認める場合は委託料の変更を行う。
- (7) 市域外の提案用地については、本市が当該提案用地が所在する自治体と行った協議の結果により採用しないことがある。
- (8) 提案内容を的確に履行すること。

5 受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和元年9月2日(月)から令和元年9月30日(月)まで

開庁時間(午前8時45分から午後5時15分まで)

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 受付場所

旭川市土木事業所(旭川市東旭川町下兵村6番地2)

※提案書は9月2日(月)から旭川市土木事業所で配布する。

※募集要領及び提案書は9月2日(月)より旭川市のホームページに掲載する。

<http://cms.city.asahikawa.hokkaido.jp/temp/sa70300000/1/d057969.html>

6 受付方法

提案書等は、内容を説明できる者が必ず持参すること。

なお、郵送等による提出は認めないので注意すること。

7 採用候補地決定通知

提案は、本要領に基づく書類審査及び現地調査により選定する。

採用された提案については、10月下旬にその旨を通知する。また、不採用となった提案についても、同様に通知を行う。

8 その他

提案書等は、返却しない。

不採用になった提案についても、降雪状況に応じ再度協議を行うことがある。

9 日程の概要

日付	項目	備考
9月2日(月)～	提案書配布	旭川市土木事業所にて配布 旭川市のホームページに掲載
9月2日(月)～ 9月30日(月)	提案受付	旭川市土木事業所まで持参
10月下旬	採用候補地決定通知	不採用通知同時発送
11月中旬	見積合せ通知書の送付	
11月下旬	見積合せ	
12月上旬	雪堆積場として開設	

10 提出書類

提出書類の構成は次表のNo.1～No.15までを1組として2部提出すること。

※No.2 共同企業体で申請する場合のみ必要

※No.3～5 旭川市建設工事入札参加資格又は物品購入等入札参加資格を得ている方は提出不要（提出は1部）

No.	書類の名称	内 容	備考
1	民活提案型雪堆積場 管理業務申請書	特定共同企業体の構成員が4社以上の場合は、別に定める様式を使用する。	様式1
2	協定書	共同企業体で申請する場合は必要となる。	様式3
3	登記簿謄本	法人に限る（法務局発行のもの）。	
4	身分証明書	個人に限る（本籍地の市町村発行のもの）。	
5	納税証明書	市税に滞納のないことの証明書（発行後3か月以内の原本） 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	
6	計画説明書	施設計画，安全対策，環境対策，費用節減効果及び周辺地の概要等について説明（申請書作成の留意事項参照）。	
7	位置図	縮尺 1/2,500 搬入ルートを図示し，道路幅員，路面状況及び排出先施設等を記入すること。	
8	地番図	縮尺は適宜とする。	
9	施設配置図	縮尺は適宜とし，雪堆積位置，面積，標準横断図，排水路，沈砂池等の排水施設の現況及び計画を含む平面図とする。	
10	土地登記事項要約書	土地の所在，地目，面積，所有権が確認できるもの。	
11	設計見積書	設計見積書に記載された価格については，採用審査及び契約締結時に重要となるので積算は慎重に行うこと（申請書作成の留意事項参照）。	様式2
12	除雪車両保有調書及び 運転手名簿	今年度，本市の発注した雪堆積場解体業務受託者については不要。	
13	土地使用同意書	自己所有地以外の場合，申請時には同意書又は仮契約書の写しを提出し，業務契約締結後，速やかに土地賃貸契約書の写しを提出すること。	
14	現況写真	提案用地の現況全景写真，枚数適宜	
15	誓約書	暴力団，暴力団員及び暴力団関係事業者等に該当しない者であることの誓約書	様式4

問合せ先： 旭川市土木部土木事業所維持調整係 電話（直通） 36-2244

(3) 計画堆積量

- ・堆積量は1万立方メートル単位で算出する（1万立方メートル未満四捨五入）
- ・堆積量＝雪堆積部底面積 × (1), (2)の条件 ≒ ○○ 万 m³

3 設計見積書

次の内容に基づき見積額を算出する。

(1) 契約期間は令和元年12月上旬から翌年3月31日までとする。

(2) 雪堆積場開設は12月上旬とし、別途本市が指定する。

(3) 雪処理費は、次の区分により積算する。

ア 計画堆積量が30万 m³以上の場合

30万 m³を含め、10万 m³単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。ただし、最大60万 m³までとする。

例：計画堆積量が48万 m³のとき、30万、40万、48万 m³について積算する。

イ 計画堆積量が10万 m³以上30万 m³未満の場合

10万 m³を含め、5万 m³単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。

例：計画堆積量が27万 m³のとき10、15、20、27万 m³について積算する。

ウ 計画堆積量が10万 m³未満の場合

2万 m³を含め、1万 m³単位でそれぞれ計画堆積量まで積算する。

例：計画堆積量が7万 m³のとき2、3、4、5、6、7万 m³について積算する。

(4) 本市から指示があった場合は、その堆積量について積算すること。

(5) 積算は、市専用雪堆積場、民間開放雪堆積場の区分のほか、日中開設（9時から17時まで）、夜間開設（17時から翌朝8時まで）と24時間開設に区分して行うこととする。

(6) 積算内訳は、労務費、整理費、仮設費、用地費及び諸経費に区分し、その合計を雪堆積場管理費とする。ただし、消費税相当額は除く。

※提案受付後、積算内訳の詳細について必要書類の提出を求めることがある。

(7) 雪処理単価は、1 m³当たり単価とし、設計見積書（様式2）に記載された雪堆積場管理費（消費税相当額を除く。）の合計額を堆積量で除した金額とする。（1円未満四捨五入）

記載例

様式 1

令和元年度 民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書

(宛先) 旭川市長

標記の業務について次のとおり、関係図書を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載内容は、事実と相違ないことを誓約し、相違が判明した場合、この申請が無効となることを了承します。

申請月日 令和元年 ○月 ○日

申請者

単体又は特定共同企業体	住所 商号又は名称 代表者氏名	旭川市○条○丁目○番○号 株式会社 ○ ○ 建設 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 代表者 印	単体又は特定共同企業体代表者
	住所 商号又は名称 代表者氏名		特定共同企業体構成員
	住所 商号又は名称 代表者氏名		特定共同企業体構成員

提案概要

雪堆積場の用地	所在	旭川市○○町○丁目		
	所有者	株式会社 ○ ○ 建設		
	面積	○○, ○○○ m ²	雪堆積場の用に供する面積	
	登記地目	原野	使用する土地全て記入	
計画堆積量	○ 万m ³	開設形態	<input type="checkbox"/> 市専用雪堆積場 <input type="checkbox"/> 民間開放堆積場 <input type="checkbox"/> 日中開設 <input type="checkbox"/> 夜間開設 <input type="checkbox"/> 24時間開設	
計画説明書	施設計画・安全対策・環境対策他（別紙のとおり）			
添付書類	土地使用同意書又は仮契約書の写し・配置予定者名簿 登記事項要約書・設計見積書・その他（ ）			
添付図面等	位置図・地番図・施設配置図・現況写真			
解体作業の必要性	<input type="checkbox"/> 必要（○月まで融雪） <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 清掃作業のみ必要			

※開設形態：開設可能な形態について□印にレ点を記入
※解体作業の必要性：融雪促進の希望について□印にレ点を記入

雪堆積場管理業務共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して履行することを目的とする。

業務名 _____

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、_____共同企業体
(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 企業体は、令和____年____月____日に成立し、業務の委託契約の履行後 3 か月
を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____
商号又は名称 _____
住 所 _____
商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第 6 条 企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表しその権限を行うことを
名義上明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い
委託契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するも
のとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、業務の契約内容の変更、委
託料の増減があっても、この比率は変えないものとする。

会社名 _____ %

会社名 _____ %

会社名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し組織及び編成並びに企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、業務完了のとき、業務について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 業務を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により業務の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承継がなければ、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 企業体解散後、当企業体の履行した業務につきかしが発見されたときは、構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記のとおり
_____共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資格審査申請等のため旭川市長に提出する。

令和 年 月 日

_____共同企業体

代表者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ (印)

構成員 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ (印)

構成員 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ (印)

(様式4)

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名)

印

共同企業体名
(共同企業体を構成する場合)

令和元年度民活提案型雪堆積場管理業務募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。また、誓約内容確認のため、貴市が関係機関に調査・照会を行うこと及び調査・照会に必要な協力を行うことについて承諾いたします。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
 - (1) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から旭川市との取引上の一切の権限を委任された代理人に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - (3) 本募集に参加する個人から旭川市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- 3 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

※ 共同企業体を形成している場合は、構成員全てについて提出すること。